

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年12月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	タービン建屋の排気筒で採取した放射性粒子状物質の定例測定において、検出限界値をわずかに超えるアルファ線を放出する物質を検出した。その後、大気中にある天然核種の影響を除くため、定例測定日から3日後に行った再測定においても測定値が検出限界値をわずかに超えていることを確認した。 今後、放射性物質の微量な放出の可能性も含めて継続して調査を行う。	A	12月14日公表済 (PDF 671KB)

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	移動式炉内中性子計装系の検出器（No. 1）に動作不良が認められたため、当該検出器を点検・修理	D	
2	1号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（D）出口圧力指示計用検出配管の保温材に一部剥離が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	復水脱塩装置遠方操作盤の監視用モニター画面に表示されている配管系統図に誤接続箇所が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
4	2号機	非常用ディーゼル発電機（B）の空気冷却式冷却水装置の凍結防止用蒸気加熱器入口弁付近より水のリーク（3分間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	4号機	非常用ディーゼル発電機（B）の空気冷却式冷却水装置の凍結防止用蒸気加熱器供給蒸気調節弁の開度計固定用ビスに一部外れが認められたため、当該固定用ビスを取付け	D	
6	4号機	タービン建屋1階の復水器真空ポンプ室出入口扉用ドアクローザに一部破損が認められたため、当該部を点検・修理	対象外	
7	4号機	タービン建屋1階の固定子冷却水装置脇に設置されているページング収納ボックス用扉の開閉レバーに破損が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
8	5号機	タービン建屋の放射線管理区域に入域した協力企業作業員（1名）が携帯電話を誤って持込んだことにより、電子式警報付ポケット線量計に「計数異常」を示す警報音が鳴動したため、対応検討	B	
9	5号機	原子炉建屋1階の移動式炉内中性子計装系装置室内に常設している工具収納ラックが固定されていないため、当該ラックを適切に固定	C	
10	5号機	廃棄物処理系原子炉冷却材浄化系廃樹脂貯蔵タンクのレベルに低下傾向が認められたため、原因調査及び対応検討	C	
11	5号機	タービン建屋換気空調系（A・B）の暖房用供給蒸気圧力計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
12	5号機	主排気筒放射線モニタのトリチウム回収装置（B）に「冷凍部温度異常」を示す警報が発生したため、当該装置を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	主発電機固定子冷却水制御盤に「入口温度高」を示す警報が発生したため、当該温度指示スイッチを点検・調整	D	
14	5号機	廃棄物処理建屋換気空調系の暖房用蒸気加熱器の真空破壊弁にシートリーク（5秒間に1滴程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	6号機	所内ボイラ室内薬品保管用ロッカー（2台）が固定されていないため、当該ロッカーを適切に固定	C	
16	6号機	主復水器細管洗浄装置の洗浄用ボール回収率に低下傾向が認められたため、対応検討	D	
17	6号機	廃棄物処理建屋制御室の制御盤内の端子固定用ビスのネジ山に損傷（潰れ）が認められたため、当該端子固定用ビスを交換	D	
18	集中環境施設	再生廃液濃縮器用気水分離器（A）のスプレー水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	その他	富岡消防署による立入検査において、事務本館3階の食堂厨房の防火戸について、「不適切な箇所がみられる」との指摘を受けたため、対応検討	B	
20	集中環境施設	富岡消防署による立入検査において、集中環境施設プロセス主建屋2階倉庫に自動火災報知設備が設置されていない状況について、「適応する感知器を増設すること」との指摘を受けたため、対応検討	B	12月18日再審議にて号機変更 その他→集中環境施設
21	5号機	双葉消防本部による立入検査において、No. 3重油タンクの通気管について、「メッシュ部分は改修すること」との指摘を受けたため、対応検討	B	12月18日再審議にて号機変更 その他→5号機
22	その他	双葉消防本部による立入検査において、電気絶縁油タンク用防油堤について、「ひび割れは改修すること」との指摘を受けたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで